

農業食料工学会誌 別刷価格及び超過負担金金額等に関する細則

(昭和57年4月 制定)
(昭和61年7月 改正)
(昭和62年4月 改正)
(平成2年11月 改正)
(平成5年1月 改正)
(平成6年1月 改正)

(平成7年5月 改正)
(平成10年1月 改正)
(平成12年11月 改正)
(平成13年9月 改正)
(平成15年12月 改正)
(平成18年4月 改正)

(平成19年1月 改正)
(平成25年6月 改正)
(平成26年12月 改正)
(平成31年2月 改正)

_____部 平成31年2月改正部分

農業食料工学会誌投稿規程（以下「規程」という。）
第23条の第1項および第2項の規定により、農業食料
工学会誌別刷価格等を次のように定める。

1. 別刷

第23条の第1項の、著者が購入すべき別刷の部数及
び単価は次のとおりとする。

部数 1編当たり 75部

単価

研究論文、技術論文 別刷 1部当たり 500円

速報、レビュー、論説、解説、資料 別刷
1部当たり 200円

文献紹介、論文紹介 別刷 1部当たり 100円

2. 超過ページ

第23条の第2項の超過ページに係る超過負担金の
査定法と金額は次の各号による。

(1) 超過ページに係る超過負担金の金額は、超過部分を
1ページ単位で計算した数に、次に掲げる投稿の種
類に応じて定めた超過負担金単価を乗じて得た額と
する。

研究論文、技術論文、速報、レビュー、論説、
解説、資料、文献紹介、論文紹介

1ページ超過負担金単価 10,000円

(2) 超過ページ数査定上必要がある場合は、標準行数
による換算を行う。

3. 超過図表等

第23条の第2項の超過図表等に係る超過負担金の
査定法と金額は次の各号による。

(1) 超過図表等に係る超過負担金の単価は、次号に定め
る超過単位数の1単位当たり 5,000円とする。

(2) 超過図表等の超過単位の査定に当たっては、まず、
各図表等の大きさが製版仕上がり寸法で1~64 cm²
のものを1単位、65~128 cm²を2単位、129~192 cm²
を3単位（それ以上のものは64 cm²ごとに同様な方

法で単位の計算を行う。）として、総単位数を計算
する。この総単位数から原稿の種類に応じて、規定
に示された単位数を差し引いたものを超過単位数と
する。

(3) いくつかの図を合成して一つの図としたものは、そ
の各々の図の数及び大きさに関して超過単位の査定
をすることがある。

4. ページ、図表等の重複超過

ページ数、図、表、写真の面積共に規定を越える場
合にあつては、超過負担金の総額を2.及び3.によ
る各超過負担金の金額の和とする。

5. 超過負担金の査定

2.、3.及び4.に係る超過負担金の査定は編集
委員会が行う。ただし、編集委員会は、理事会の議
を経て事務局に委任することができる。

6. 超過負担金の請求

5.により査定された超過負担金の投稿者に対する
請求及び収納は財務幹事が行う。ただし、財務幹事は、
理事会の議を経て事務局に委任することができる。

7. 実費を請求する場合

以下の各号の場合に著者が納付すべき金額は実費と
する。実費の請求、収納の事務については5.及び6.
に準ずる。

(1) 和文投稿細則IIの9.の(9)または英文投稿細則 II
の9.の(9)により、投稿者がカラー印刷を依頼した
とき。

(2) その他、著者の責任に帰すべき事由によって特別
の経費を要したとき。

附 則

1. この細則は平成31年4月1日から施行する。

2. この細則の変更は編集委員会が行い、理事会の承認
を得て学会誌に公示する。